

第1回瑞穂市農産物販売所審議会

平成21年7月15日

於：巢南庁舎公室

1. 委嘱状交付
2. 会長及び副会長選任
3. 諮問書提出
4. 瑞穂市農産物直売所視察
5. 休憩
6. 事務局より説明
 - 当審議会の位置付け及び各委員の身分について
 - 諮問内容について

第 1 回瑞穂市農産物直売所審議会日程

時 間	内 容
A M 9 : 00 ~ A M 9 : 20	委嘱状交付式 ・ 市長あいさつ ・ 市長より委嘱状交付
A M 9 : 20 ~ A M 9 : 40	会長及び副会長選任 ・ 各委員の紹介 ・ 会長 & 副会長選任
A M 9 : 40 ~ A M 9 : 50	諮問書提出 ・ 市長より会長へ諮問書を提出 ・ 諮問要旨朗読（事務局）
A M 9 : 50 ~ A M 10 : 20	瑞穂市農産物直売所視察 ・ 各委員に直売所を視察して頂く。
A M 10 : 20 ~ A M 10 : 30	休憩（柿ジャム & 柿りんパンの試食）
A M 10 : 30 ~ P M 11 : 00	事務局より説明 ・ 審議会の位置付け ・ 実験販売に至る経緯 ・ 実験研究委員会中間報告 ・ 売上状況等

瑞 商 第 430 号

平成 21 年 7 月 15 日

瑞穂市農産物販売所審議会 会長 様

瑞穂市長 堀 孝 正

瑞穂市農産物直売所の設置について（諮問）

下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

（ 1 ） 農産物直売所の設置の有無について

（ 2 ） 農産物直売所設置における独立採算の可能性について

諮 問 要 旨

農産物の流通は、戦後一貫して、中央に集荷して仲買から小売へ流れる系統流通が主流となり、農産物の価格は、需要と供給のバランスによって左右される市場による「せり」で決められていました。現在においても市場における「せり」で価格が決められています。最近ではスーパーに代表されるように小売店が大規模化した事により、農産物の価格決定の主導権は量販店にあると言われていています。

そのため、農産物の価格は下降傾向となり、末端の販売価格と自分の手取価格を見て、農業者は「農業は儲からない。農業では生活できない。」と嘆き、農業の後継者不足や耕作放棄地の増大を引き起こしています。

そのような中、10年～15年程前から「いつかは生産したものを自分で値をつけて販売してみたい」という長年抱いてきた農業者の夢の実現の場として、農産物直売所が誕生し、日本各地で成功を収めています。成功に付随して、農業者の所得向上に加え、女性や若い世代の方々が農業の後継者となったり、耕作放棄地が減少したり、高齢者が生きがいを感じてみるみる元気になった、という事があります。

また、中国製冷凍餃子の事件や産地偽装事件をきっかけに安心・安全な食品を求める方々が増え、そのような消費者ニーズの受け皿となっている事も事実であります。

しかしながら、農産物直売所の設置には多額の税金を投入する必要があり、日本各地の成功例のように、本当に収益を上げる事ができるか等、数々の課題があります。

そこで、瑞穂市では、農産物直売所の可能性を調査するべく、市役所南庁舎の東側に「瑞穂市農産物直売所」を設置し、実証実験をしております。

ついては、貴審議会に対して、「農産物直売所の設置の有無について」及び「農産物直売所設置における独立採算の可能性について」を諮問するものです。

瑞穂市附属機関設置条例

平成20年9月30日

条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、市が設置する附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に別表に定めるところにより、執行機関の附属機関を置く。

(担当事務)

第3条 附属機関は、執行機関の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる担任する事務について、調査、審議等(以下「審議等」という。)を行うものとする。

(組織)

第4条 附属機関の委員は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の委員選任基準に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、別表に掲げる期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(専門委員)

第6条 附属機関は、特別な事項を審議等するときは、附属機関の中に、又は別に、専門委員を委嘱することができる。

2 専門委員は、当該審議等が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長等)

第7条 附属機関に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、附属機関の会議(以下「会議」という。)を招集し、その会議の議長となるほか、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 附属機関の庶務は、別表に定める部又は課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に附属機関の委員(瑞穂市次世代育成支援行動計画推進協議会の委員を除く。)である者は、この条例により委嘱されたものとみなし、その任期は、旧条例等の規定による残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際、現に瑞穂市次世代育成支援行動計画推進協議会の委員である者は、この条例により瑞穂市次世代育成支援対策協議会の委員に委嘱されたものとみなし、任期は、その残任期間とする。

附 則(平成20年12月25日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第2号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

附属機関の属 する執行機関	附属機関名	担任する事務	委員定数	委員選任基準	委員の任期	庶務担当部課 名
市長	瑞穂市農産物 販売所審議会	農産物販売所 の設置につい て調査及び審 議すること。	10人以内	市議会の議員 農業委員会を 代表する者 農業協同組合 を代表する者 その他市長が 適当と認める 者	審議終了まで	都市整備部商 工農政課

瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例

平成15年5月1日

条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。)に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給の始期等)

第3条 委員が任期満了、辞職、失職、除名の場合又は死亡した場合には、月額支給によるときはその当日までを、年額支給による場合にはその当月分までの月数で案分した報酬を支給する。

(重複給与の禁止)

第4条 一般職又は特別職の職員で常勤のもの(以下「常勤の職員」という。)がこの条例の適用を受ける特別職の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は支給しない。ただし、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬が常勤の職員として受けるべき給料の額より多い額となるときは、その差額を支給する。

(費用弁償)

第5条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表に定める額を費用弁償として支給する。

2 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する費用弁償については、一般職の職員の旅費の例による。

附 則

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成15年12月26日条例第146号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月24日条例第6号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月20日条例第22号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年5月14日条例第25号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月28日条例第30号)
この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月28日条例第5号)
この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月25日条例第23号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月27日条例第4号)
この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月27日条例第1号)
この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月11日条例第11号)
この条例は、公布の日から施行し、平成19年7月5日から適用する。

附 則(平成19年8月21日条例第14号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成19年9月28日条例第19号)
この条例は、平成19年12月1日から施行する。

附 則(平成19年12月20日条例第22号)
この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日条例第7号)
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月30日条例第39号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、別表教育委員会委員長の項の改正規定、別表教育委員会その他の委員の項の改正規定、別表選挙管理委員会委員長の項の改正規定、別表選挙管理委員会その他の委員の項の改正規定、別表監査委員識見を有する者の中から選任された監査委員の項の改正規定、別表監査委員議会の議員の中から選任された監査委員の項の改正規定、別表農業委員会会長の項の改正規定、別表農業委員会その他の委員の項の改正規定、別表固定資産評価審査委員会委員の項の改正規定については、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月25日条例第44号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月25日条例第45号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

別表(第2条、第5条関係)

区分	報酬	費用弁償
瑞穂市附属機関設置条例(平成20年瑞穂市条例第30号)に掲げる委員	月額 7,000円	行政職給料表の5級の職務にある者の旅費の例による。

平成17年度 農産物販売所調査研究委託報告書

平成17年度「瑞穂市農産物販売所調査研究委託業務」において瑞穂市長より受託した調査研究事項について、下記のとおりご報告申し上げます。

記

調査研究項目

1. 開設までの計画スケジュール（調査、協議、計画と設計等）
2. 設置場所の検討（借地又は用地買収）
3. 販売所建設の事業主体
4. 運営方法（経営主体、仕入先など）
販売産物の年間通し供給計画（農産物の生産、出荷品目とその数量の年間見込み、規模、端境期対策）
5. 直販所の規模と施設の全体構想（事業費を含めて）

平成17年度農産物販売所設立委員会の開催状況

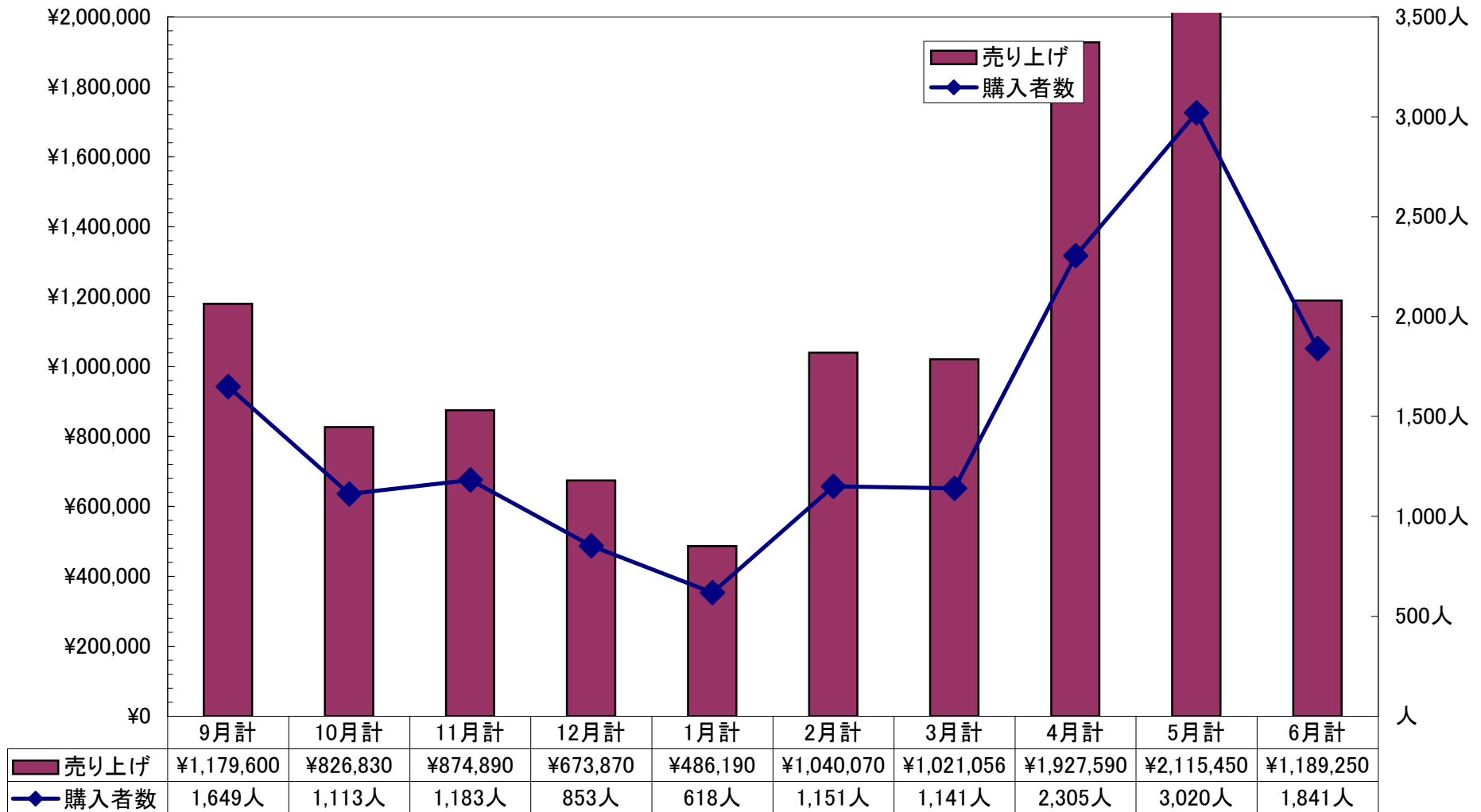
- H17.9.28 設立委員会（調査研究の今後の日程等）
- 10.31 設立委員会（アンケート調査の実施に向けての内容協議）
- 11.7 アンケート調査の実施（生産者・消費者へのアンケート）
- 12.14 設立委員会役員会（アンケート調査の結果）
- 12.19 設立委員会（アンケート調査の結果分析、内容検討）

瑞穂市農産物直販所のアンケート結果検討について

アンケート調査の対象者は、委員会において検討した結果、市議会議員、農業委員、改良組合長、自治会長、区長及び農業振興会会員並びに市内のJAもとす正組合員である2,105人を対象に配布、315件を回収して回収率15%でありました。

アンケート調査による生産者からの出荷量と現在、農協が経営する直売所の経営状況等から見て、最低でも200名くらいの出荷者が必要であるが、アンケート結果では80名の出荷者であり、農協が経営するには最少200名で計画的に年間を通して生産、出荷できないと無理があり、地元産での品揃えが課題となる。農産物の生産技術指導や青果市場等のノウハウから考えると、行政が運営を行うのは無理であり、公設民営方式による、建物、土地は行政で、運営は、JAが行うのが適当ではないか。（人件費220万円/人×4人＝880万円＋営業、運営経費＝2,000万円/年くらいが必要であります。）

みずほ農産物直売所月別売上・来場者数



みずほ農産物直売所1日平均売上・客単価(月別)

